

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第91号

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第15条第2項を削る。

第19条第3項第2号中「切り上げた」を「切り捨てた」に改める。

第23条の7第1号中「(同条第2項に規定する勤務にあつては、100分の100)」を削る。

第27条第1項中「等に」を「に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上」に、「これを」を「これを1円に」に改め、同条第4項を削り、同条第3項を同条第7項とし、同条第2項中「額に」の右に「50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上」を加え、「これを切り捨てる」を「これを1円に切り上げる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 条例第3条第5項ただし書の規定による再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条、第17条第3項及び第4項、第18条の2第3項並びに第19条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 条例第17条第2項、第18条第2項各号及び第18条の2第2項の規定による算定基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 条例第20条第1項第2号及び第3号の規定による休職中の職員の給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則（平成19年3月30日京都市規則第116号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の14」を「100分の16」に改め、同項第2号中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)